

社会福祉法人 清光会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づく役員（理事及び監事）及び評議員、運営協議会規則第6条の規定に基づく運営協議会委員、評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づく評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1により報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年 4月1日より施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

職務内容	報酬日額
評議員会への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(2) 理事

職務内容	報酬日額
理事会等会議への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(3) 監事

職務内容	報酬日額
理事会等会議及び監事監査等への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(4) 運営協議会委員

職務内容	報酬日額
運営協議会への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(5) 評議員選任・解任委員

職務内容	報酬日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円